

令和4年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものであり、その効果的な実施が求められている。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。

令和4年においては、労働安全衛生法施行令の改正により、職長等教育の対象外であった食料品製造業（うまみ調味料製造業および動植物油脂製造業は従来から対象）、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加され、令和5年4月から新たに職長となった者に対する教育が義務化されることとなった。また、労働安全衛生規則等が改正され、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場では令和6年4月から化学物質管理者の選任が義務化されることとなっているが、製造事業場では専門的講習を修了した者から選任することとなっている。対象となる事業場では、施行を前に計画的な受講の実施が必要となる。

事業者は法定以外の教育についても積極的に受講の機会を設けることが望まれる。少子高齢化が急速に進むわが国においては、企業の生産性の維持・向上という観点においてもすべての人が安全で健康に働くことのできる職場の実現が求められている。事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには、労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要で、経営トップ、安全衛生に係る管理者、作業員等、各層に応じて必要な知識と技能の習得は欠かせない。

コロナ禍となって以降、従来の集合型研修に加えて新たにオンラインや動画視聴による研修、VRを利用した安全衛生教育の導入が急速に進み、活用されている。業種や業務、働き方の実情に合わせて最適な教育・研修方法を検討、選択して取り入れることが求められる。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、自事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施することが重要である。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労働安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構

（順不同）

7 実施者

各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示

- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- (2) 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- (3) その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育、新たに特別教育が必要となった業務等（フルハーネス型墜落制止器具の使用が義務付けられる高所作業、電気自動車等の整備業務、伐木作業等を含む）に従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および「製造業における職長等の能力向上教育カリキュラム」を活用した職長等の能力向上教育の推進
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
 - ケ 職場でのハラスメント防止対策の推進のための教育・研修
 - コ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する

る教育

イ 化学物質管理者教育、金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置に関する教育

ウ 危険予知活動（KYT）に関する教育

エ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育

オ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修

カ 新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の予防・対策に関する教育

キ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー

ク 管理職に対する安全衛生教育

ケ 高年齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育

コ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育

サ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育

(6) オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進

(7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進

(8) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

令和4年度 2022年12月1日 ▶ 2023年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に
食料品製造業※、新聞業、出版業、製本業
および印刷物加工業が追加!
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソン
です。新たに職長となる従業員に対して
職長等教育の実施が義務化されます。

※食料品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び
動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象
です。

正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

令和4年度安全衛生教育促進運動実施要領では、各事業場に対して主に次の事項を実施するよう求めています。

年間の安全衛生教育
実施計画の作成と
計画的かつ効果的な実施

実施計画の作成、実施、
実施結果の記録・保存
などに関する
実施責任者の選任

雇入れ時教育、職長等教育、
技能講習、特別教育等の
法定教育等の徹底

リスクアセスメント、
健康障害防止、危険予知活動、
メンタルヘルス等法定教育以外の
教育の充実

オンライン研修や動画視聴、
VR等を活用した
安全衛生教育の実施

安全衛生教育の「見える化」の
推進(必要な資格や特別教育等を
設備機器や作業場所に掲示、
有資格者の腕章の装着等)

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

安全衛生教育促進運動 で

安全衛生教育に関するご相談はこちら

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技术協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技术普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)